

IV 法人の合併、解散について

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令 8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2か月を下回ってはなりません。

2 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します(法 31①)。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります(法 31②③)。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法 31④)。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます(法 31 の 4)

(2) 清算の結了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります(法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①)。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2か月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります(法 31 の 10①④)

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません(法 32 の 3)。

3 各種手続きで提出する書類

(1) 合併時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
合併認証申請書	1	103、104
合併についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	設立時の 様式準用
定款	2	
役員名簿	2	
役員の誓約及び就任承諾に関する書面の謄本	1	
役員の住所又は居所を証する書面 (申請日前6ヶ月以内に作成された住民票の写し等)	1	
社員のうち10人以上の者の名簿	1	
確認書	1	
合併趣旨書	2	
事業計画書(合併の初年度及び翌年度)	2	
活動予算書(合併の初年度及び翌年度)	2	

(2) 解散の認定(目的とする事業の成功の不能による解散の場合)申請時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
解散認定申請書	1	105、106
事業の成功の不能に至った事由を証する書面	1	—

(3) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
解散届出書	1	107、108
登記事項証明書	1	—

(4) 清算人就任の届出(清算中に清算人として就任したとき)時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
清算人就任届出書	1	109、110
登記事項証明書	1	—

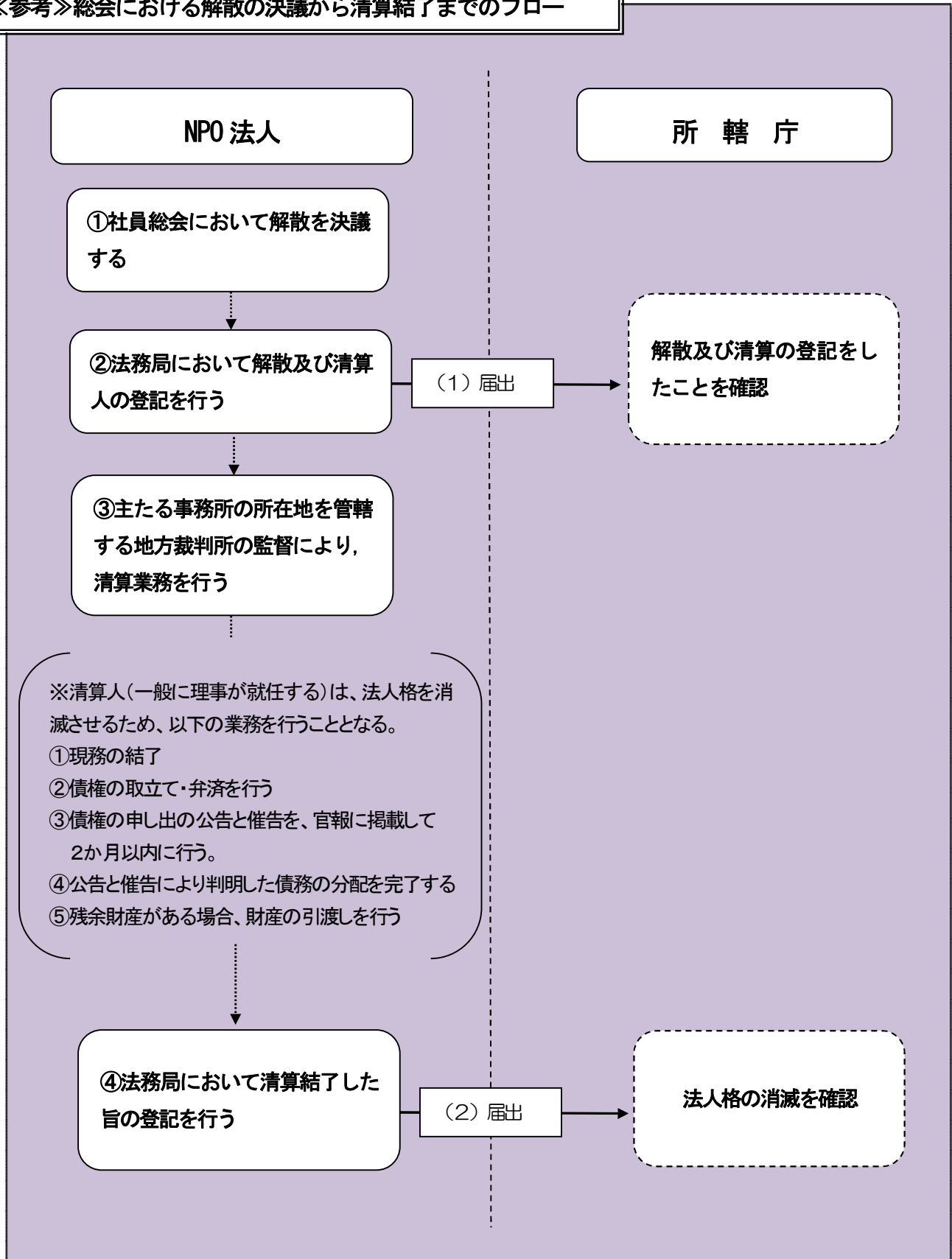
(5) 残余財産譲渡の認証(定款に残余財産の帰属先が規定されていない場合)申請時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
残余財産譲渡認証申請書	1	111

(6) 清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
清算終了届出書	1	112、113
登記事項証明書	1	—

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



様式第3号（第2条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

広島県知事様

甲 所^ふ在^り地^が
法^ふ人^り名^が
代表者^り氏名^が
電話番号

乙 所^ふ在^り地^が
法^ふ人^り名^が
代表者^り氏名^が
電話番号

次のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項の規定により、申請します。

- 1 合併後存続し、又は合併によって設立される特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 従たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動のうち、主たる目的として該当するもの

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

○ 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

番号	添付書類 (略称又は法令上の名称)	関係規定	提出 部数	備 考
1	合併の議決をした社員総会の議事録の 謄本	法第 34 条第 4 項	1	
2	定款	法第 10 条第 1 項第 1 号	2	
3	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所 並びに各役員についての報酬の有無を 記載した名簿をいう。）	法第 10 条第 1 項第 2 号イ	2	
4	各役員が法第 20 条各号に該当しないこ と及び法第 21 条の規定に違反しないこ とを誓約し、並びに就任を承諾する書面 の謄本	法第 10 条第 1 項第 2 号ロ	1	
5	各役員の住所又は居所を証する書面（広 島県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 4 項の規定の適用を受ける場合 を除く。）	法第 10 条第 1 項第 2 号ハ	1	
6	社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人 にあっては、その名称及び代表者の氏名 及び住所又は居所を記載した書面	法第 10 条第 1 項第 3 号	1	
7	法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認した ことを示す書面	法第 10 条第 1 項第 4 号	1	
8	合併趣旨書	法第 10 条第 1 項第 5 号	2	
9	合併当初の事業年度及び翌事業年度の 事業計画書	法第 10 条第 1 項第 7 号	2	
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の 活動予算書	法第 10 条第 1 項第 8 号	2	

特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

広島県知事様

所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

次のとおり特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の解散の認定を受けたいので、申請します。

- 1 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能となるに至った事由
- 2 残余財産の処分方法

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

- 申請に当たっては、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面」を添付してください。

特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

広島県知事様

法人所在地
名称
清算人住所又は居所
氏名
電話番号

次のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

- 1 解散年月日
- 2 解散事由
- 3 残余財産の処分方法

- 注 1 解散事由は、特定非営利活動促進法第31条第1項第1号（社員総会の決議）、第2号（定款で定めた解散事由の発生）、第4号（社員の欠亡）又は第6号（破産手続開始の決定）に規定する事由を明記すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- 届出に当たっては、「解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書」を添付してください。

特定非営利活動法人清算人就任届出書

年 月 日

広島県知事様

法人所在地
名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

次のとおり清算人として就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- 届出に当たっては、「当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書」を添付してください。

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

広島県知事様

法人所在地
名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

次のとおり特定非営利活動促進法第32条第2項に規定する残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、申請します。

- 1 譲渡する残余財産
- 2 残余財産の譲渡相手先

- 注 1 残余財産の譲渡相手先が複数ある場合は、それぞれ譲渡する残余財産を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

特定非営利活動法人清算終了届出書

年 月 日

広島県知事様

清算人 住所又は居所
氏 名
電話番号

次のとおり法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

- 1 特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 清算終了年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- 届出に当たっては、「清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書」を添付してください。